

山梨産業技術センター富士技術支援センターの電気調達に係る仕様書

1 概要

- (1) 対象建物 山梨県産業技術センター富士技術支援センター
(2) 供給場所 山梨県富士吉田市下吉田6-16-2
(3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕様

(1) 電気供給条件

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
イ 供給電圧 6000V
ウ 計量電圧 6000V
エ 標準周波数 50Hz
オ 受電方式 1回線受電
カ 蓄熱設備 無
キ 業務用電化厨房設備 無
ク 発電設備
① 非常用発電設備 無
② 常用発電設備 有(太陽光発電) 9.9kW
ケ 電力量の検針
① 自動検針装置の有無 有
② 検針方法 自動検針

(2) 契約電力、予定使用電力

- ア 契約電力 118kW

ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。また、供給開始前及び供給開始後において仕様書に示す契約電力を超える電力使用が判明した場合は双方で協議の上、変更契約を締結するものとする。

- イ 予定使用電力量 419, 523kWh

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回

ることができる。また、その予定使用状況は別紙「電力等使用見込み」のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

必要に応じ、電気の供給開始日までに供給に係る手続きを完了させるものとする。

(4) 供給期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(5) 需給地点

供給場所内の柱上に設置した開閉器の電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(8) 使用量の計量及び代金の算定期間

各月の計量日は、供給者との協議により定めた日とし、計量期間は、前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

また、代金の算定は、計量期間中の使用量により算定する。

(9) 特約割引額

特約割引額は、供給者が定める供給約款の規定により算定した額とし、双方で作成する契約書の別紙「契約単価表」で定めるものとする。

(10) 力率、再生可能エネルギー発電促進賦課金

基本料金の力率割引又は割増及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める標準供給条件によるものとする。

(11) 市場価格調整単価及び時間帯区分

電力量料金の市場価格調整単価は、一般社団法人日本卸電力取引所における東京エリアの30分ごとのスポット市場取引価格を用いて算定することとする。また、時間帯区分については、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワー・グリッド株式会社が定める標準供給条件によるものとする。

(12) 単位及び端数処理

- 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(13) その他

- ア 入札金額の算定にあたっては、力率割引又は割増及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- イ 入札金額の算定にあたり、使用する平均市場価格は全日を12.87円、昼間時間を13.31円、夜間時間を12.26円、朝時間を11.16円、昼時間を11.86円、晚時間を15.82円、夜時間を12.26円とし、これを基に市場価格調整単価を算出するものとする（令和6年12月1日から令和7年11月30日までの一般社団法人日本卸電力取引所における東京エリアの30分ごとのスポット市場取引価格の時間帯別平均）。なお、この平均市場価格は入札にあたり、競争条件を一定にするためのものであり、契約期間中、上記の額に固定するものではない。
- ウ 代金の支払いは、供給者からの請求により毎月行うこととする。
- エ 乙は、次の項目について請求ごと施設ごとの実績データを整理・保管し、甲の求めに応じて提出するものとする。

30分ごとの使用電力量(kWh)、電気料金(円)、力率(%)、
有効電力量(kWh)、契約電力(kW)、最大電力(kW)